

と言っています。埼玉県議会は、3月、減税を求める意見書を、自民党を含む賛成多数で可決しています。

消費税5%を求める請願の市の総務常任委員会の審議では、国会の様子、審議を見てからと不採択にしました。コロナ禍の中、市民の暮らし、経済は、かつてないほど落ち込んでいます。市民の暮らし、経済を守るのが政治ではないでしょうか。

請願は、憲法に定めた国民の権利です。そして、地方議会が国に意見を提出することは、地方自治法にも定める権利です。市民の声を国に反映することが先なのに、国の様子を見てからなどの主張は、全く主体性がなく、本末転倒ではないでしょうか。

消費税減税は、所得の低い人ほど恩恵があり、中小企業の経営を支える極めて重要で効果的な政策です。長井市民の暮らし、経済の支援を急がなければなりません。消費税5%への引下げを国に求める意見書提出の請願をぜひ採択くださいますようお願いし、賛成意見とします。

○平 進介議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第1号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号について、採択するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○平 進介議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の

審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

産業・建設常任委員会審査報告をいたします。

令和2年9月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月15日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第81号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく道路新設工事に伴う1路線について、市道路線の認定を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、現地踏査をしたところ、家屋を含め支障物件が残っていたが、これらの物件に係る移転、撤去の完了はいつ頃をめどとしているか。また、道路の完成見込みはいつ頃になるかとの質疑がなされ、建設課長からは、現在解体が進んでいる家屋もあるが、来年3月までに移転、解体を完了していただくようお願いしているところであり、道路についてもそれに合わせた完成を見込んでいるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 長井市けん玉を市技に定める条例の設定について申し上げます。

本案は、けん玉によるまちづくり活動をさらに推進し、市の奨励する技として、本市のけん玉文化を後世に継承し、活力あるまちの創造と振興に資するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、条例設定の趣旨については大いに賛同するところであるが、市技の定義を明確に定めないという条例の構成について、理解できない。市技というものに対して、本市はどのような見解を持つのかについて、なぜ明文化していないのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、条文の検討については法令審査会で行ってきた経過があり、詳細については、担当である総務課より説明させていただきたいとの答弁を受けたところであります。

このため、暫時委員会を中断し、法令審査会における検討経過及び結論などについて、所管である総務課長より説明を受けることといたしました。

この中で、各委員からは、今後、けん玉以外の協議や事柄を市技として追加することも十分に想定されることから、市技の定義を明確に規定することは不可欠である。直ちに修正を行うことが困難なのだとすれば、本条例の可決成立後、可及的速やかに市技に関する定義の明確化に向けた検討を行うべきなどの指摘が相次ぎ、総務課長からは、後日、市技の定義について明確な理解を得られるよう、その方法及び必要な方策について検討を行うとの回答を受けたところであります。

委員会再開後、特に意見もないことから採決を行ったところ、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

13番、小関秀一議員。

○13番 小関秀一議員 委員長に確認をさせていただきます。産業・建設常任委員会の議案第83号 長井市けん玉を市技に定める条例の設定についての審査内容についてお尋ねをしたいと

思います。

総務課から説明をさせていただきたいという商工観光課長の答弁というふうなことで、この後、委員会を中断して、るる説明を受けたということでもありますけれども、この内容については全く、休憩中でありますから、委員の方々は周知をされたのかもしれませんが、私ども委員以外の議員または市民には伝わらない部分であります。

こうした委員会の報告は非常に異例でありますので、ここについては休憩前の商工観光課長からの答弁というふうなことで、内容については議事録にどういう表現をなされるのかお尋ねをします。

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 それに関しましては、いろいろ皆様から、先ほどの報告のとおり、定義とかについて出たんですが、商工観光課長につきましてはこのような報告でした。

それで、やはり、皆さんに賛成していただくためには、条文をしっかりと明確にさせていただくという話が委員会の中でなされまして、それにつきましては、やはり皆様に納得していただくように……。

すみません、ちょっと分かりません。申し訳ありません。

すみません、……。申し訳ありません。

(「休憩だ」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時28分 再開

○平 進介議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

鈴木富美子議員から、先ほどの発言を取り消

したい旨の申出がありますので、これを受けることといたします。

10番、鈴木富美子議員。

○10番 鈴木富美子議員 先ほどの小関議員の質疑に対する、……との発言について、取り消しさせていただきたく、議長のお取り計らいをお願いいたします。

○平 進介議長 それでは、会議規則第65条の規定に基づき、鈴木富美子議員から申出がありました発言の取消しを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

それでは、議事を進めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 改めて小関議員の質問にお答えいたします。

今回の産業・建設常任委員会につきましては、その運営の仕方が異例なものとなってしまう、休憩中の質疑が実質的な議案審査となりました。本来であれば、委員会休憩中のやり取りは、議事録には残さず、委員長報告の中にも含めないのが通例であります。ただいま申し上げたとおり、休憩中の質疑が当該条例の成否に係る重要かつ実質的な議案審査となりましたので、その内容について明らかにするため、今回の委員会報告とさせていただきます。

なお、今後、議事録の取扱いをどうするか、具体的には、議事録に掲載するかどうかは、全国市議会議長会の指導を受けながら検討することといたします。

○平 進介議長 ほかにご質疑ございませんか。

13番、小関秀一議員。

○13番 小関秀一議員 回答いただきました。ありがとうございました。

今、委員長から説明のあった、休憩中のやり取りが実質的な議案審査に関わる内容であるというふうなことで、議事録の取扱いについては、

今後検討してということは了解しました。

その中で、特に今議案については、市技の定義を明確に規定することは不可欠であるというふうなやり取りがあったわけです。事務方からの説明の中には、後日、市技の定義について明確な理解が得られるように、その方法及び必要な方策について検討を行うということで回答が寄せられておりますので、これについては、本定例会中なのか、いつまで検討を要するのか、委員会並びに委員長の確認を必要としますので、ぜひ後日のいつまで検討するかについて、委員会として確認を継続していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○平 進介議長 鈴木富美子産業・建設常任委員長。

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 この件につきましては、早期に当局のほうに確認していきたいと思います。

○平 進介議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第81号 市道路線の認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第6、議案第81号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第81号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第83号 長井市けん玉を市技に定める条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので発言を許可し

ます。

議席番号14番、今泉春江議員。

(14番今泉春江議員登壇)

○14番 今泉春江議員 議案第83号 長井市けん玉を市技に定める条例の設定について反対し、意見を申し上げます。

このたび長井市にけん玉を市技とする条例制定の要望書が長井けん玉のふるさとプロジェクト実行委員会、スパイクファミリー、日本けん玉協会長井市部長、有限会社山形工房などから出されました。要望された皆様がそれぞれのお立場でけん玉の普及にご尽力されてますことに、まず敬意を申し上げます。

要望を受け、市は、けん玉を市技に定める条例の議案を提案しました。しかし、市民からは、市の提案は唐突だ、けん玉が市技となるためにどのような審議が行われたのか、市技の条例は、市民にとっては大切なこと、時間をかけ慎重に進めてほしいなどの声が多数届いています。その声に応えるためにも、丁寧に慎重な議論が必要と思います。

まず、一番の問題は、市技という定義ははっきりしません。市技というのはどういうものなのでしょうか。先ほど委員長より審査の報告を受けましたが、改めて市民の声を報告したいと思います。

国技というものがありますが、広辞苑を見ますと、国の特有な技芸、一国の代表的な競技、我が国の相撲などと書かれています。市技というものが競技なのか技芸なのか、定義をはっきり定めることがまず必要と思います。

今申したように、先ほど委員長から、後日その定義をはっきりしたいと報告されましたが、後日では遅いと思います、まず定義をしっかりと示すべきではないでしょうか。その上に立ち、市技にふさわしい幾つかの候補の中から慎重に選考されるべきではないでしょうか。

市民からは、黒獅子がふさわしいと意見が出

されています。黒獅子は、多くの市民に愛され、歴史もあり、伝統文化であり、保存、継承されております。また、舟運文化の長井を代表する長井紬、金井神ほうきという声もあります。さらに、スポーツでは国体や世界的に活躍した方もおり、市民の競技人口も大変多い卓球を、また長井マラソンをという声もあります。けん玉も含め、幾つかの候補の中から慎重に選定し、その選定内容も市民に明らかにし、市民の納得を得る必要があります。

次に、このけん玉に関わっている企業が市長の親族であり、利益供与になるのではないかとという市民もいます。そのことに関連すれば、4月に長井市がコロナ感染の緊急経済対策で最初に行った事業は、長井の地場産品のけん玉1,000本を市が買い上げ、全国に贈る企画が山形新聞で報道されたとき、当時、自粛要請や感染予防などで営業が困難な飲食店や自営業者などから、なぜ経済対策がけん玉なのかとの声が上がりました。現在、商売も少しずつ回復しつつありますが、まだまだ元には戻りません。そこにけん玉の市技の条例の提案です。なぜけん玉ばかりを優遇するのかなどという声が上がっています。

けん玉で長井市を盛り立てることに、市民は反対ではありません、長井市のために喜んで協力すると思います。しかし、この条例の提案はあまりにも唐突過ぎます。多くの市民の意見を聞いて、慎重にしてほしいと願っています。多くの市民が長井市の市技として認め、その取組に賛同、協力することがけん玉の価値をさらに上げるためにも必要です。現状はそうっておらず、今回の条例設定は見送るべきと思います。

以上、意見を申し上げ、議案第83号には反対といたします。

○平 進介議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

日程第7、議案第83号 長井市けん玉を市技

に定める条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○平 進介議長 起立多数であります。

よって、議案第83号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○平 進介議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之予算特別委員長登壇)

○梅津善之予算特別委員長 おはようございます。

令和2年9月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第84号 令和2年度長井市一般会計補正予算第6号をはじめ、特別会計補正予算3件、企業会計補正予算2件の令和2年度補正予算案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、9月23日に審査が行われたところであります。審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第84号 令和2年度長井市一般会計補正予算第6号、議案第85号 令和2年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号、議案第86号 令和2年度長井市訪問看護事業特

別会計補正予算第1号、議案第87号 令和2年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第88号 令和2年度長井市水道事業会計補正予算第1号並びに議案第89号 令和2年度長井市下水道事業会計補正予算第1号の補正予算6件につきまして、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第84号 令和2年度長井市一般会計補正予算第6号から日程第13、議案第89号 令和2年度長井市下水道事業会計補正予算第1号までの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第84号 令和2年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第84号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第85号 令和2年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号から日程第11、議案第87号 令和2年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの3件について、一括して採決いたします。